

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第11号）（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

京都市休日急病診療所の利用者の拡大を図るため、同診療所の小児科の受付時間及び休診日並びに同診療所の名称を次のとおり変更することとしました。

1 小児科の受付時間及び休診日の変更

区 分	改 正 前	改 正 後	
受 付 時 間	午前10時から午後10時まで。ただし、土曜日（休日及び年始等を除く。以下同じ。）は、午後6時から午後10時まで	日曜日、休日及び年始等	午前9時から午後12時まで
		月曜日から金曜日まで（休日及び年始等を除く。以下同じ。）	午後9時から午後12時まで
		土 曜 日	午後2時から午後12時まで
休 診 日	月曜日から金曜日まで	/	

備考 「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日を、「年始等」とは1月2日から同月4日まで、8月15日、同月16日及び12月29日から同月31日までをいいます。

2 名称の変更

改 正 前	改 正 後
京 都 市 休 日 急 病 診 療 所	京 都 市 急 病 診 療 所

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第11号

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例

京都市休日急病診療所条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市急病診療所条例

第1条第1項を次のように改める。

市民の健康保持に資するため、応急的な診療を確保するための施設（以下「急病診療所」という。）を設置する。

第1条第2項及び第2条中「診療所」を「急病診療所」に改める。

第3条の見出しを「(受付時間及び休診日)」に改め、同条本文中「診療所」を「急病診療所」に、「診療日」を「受付時間」に、「受付時間」を「休診日」に改める。

第4条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「診療所」を「急病診療所」に改め、同条第1号中「かけ,」を「掛け,」に、「かける」を「掛ける」に改める。

第5条第1項中「診療所」を「急病診療所」に改め、同条第2項中「算定方法」の右に「(平成6年3月16日厚生省告示第54号)」を、「基準」の右に「(平成6年3月16日厚生省告示第72号)」を加える。

第9条中「診療所」を「急病診療所」に改める。

別表第1京都市休日急病診療所の項及び別表第2京都市休日急病診療所の項中「京都市休日急病診療所」を「京都市急病診療所」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

区	分	受付時間		休診日
京都市 急病診療所	眼科及び耳鼻いんこう科	午前10時から午後10時まで。ただし、土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）及び年始等（1月2日から同月4日まで、8月15日、同月16日及び12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。）を除く。）は、午後6時から午後10時まで		月曜日から金曜日まで（休日及び年始等を除く。以下同じ。）
	小児科	日曜日、休日及び年始等	午前9時から午後12時まで	
月曜日から金曜日まで	午後9時から午後12時まで			
土曜日（休日及び年始等を除く。）	午後2時から午後12時まで			

京都市休日急病内科小 児科東診療所及び京都 市休日急病内科西診療 所	午前10時から午後5時ま で	月曜日から土曜日まで（休日 及び年始等を除く。）
---------------------------------------------	-------------------	-----------------------------

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）